

佐監第73号の19
令和5年12月22日

佐倉市長 西田 三十五 様

佐倉市監査委員 滝 田 理
佐倉市監査委員 瀬 田 和 俊
佐倉市監査委員 爲 田 浩

令和5年度定期監査及び行政監査報告（第1回）

佐倉市監査基準に準拠して、地方自治法第199条第2項及び第4項の規定により監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり提出する。

記

第1 監査の対象部署

1 予備監査及び監査委員監査

(1) 市民部

市民課、健康保険課、自治人権推進課、根郷出張所、市民公益活動サポートセンター

(2) 福祉部

社会福祉課、高齢者福祉課、介護保険課、障害福祉課

(3) 健康推進部

健康推進課、母子保健課、生涯スポーツ課

(4) 産業振興部

農政課、商工振興課、佐倉の魅力推進課、佐倉草ぶえの丘

(5) 農業委員会事務局

(6) 教育部

根郷公民館、佐倉南図書館

2 書面審査

(1) 市民部

志津出張所、臼井・千代田出張所、ユウカリが丘出張所、和田出張所、弥富派出所、西志津市民サービスセンター、佐倉市民サービスセンター、佐倉市パスポートセンター、志津コミュニティセンター、和田ふるさと館、ミレニアムセンター佐倉、消費生活センター、千代田・染井野ふれあいセンター

(2) こども支援部

こども政策課、こども保育課、こども家庭課

(3) 環境部

生活環境課、廃棄物対策課

(4) 都市部

都市計画課、公園緑地課、建築指導課、住宅課、市街地整備課

(5) 選挙管理委員会事務局

第2 監査の着眼点及び方法

監査対象所属の事務事業が法令・例規等に従って適正に行われているかどうかといった合规性の観点とともに、経済性、効率性、有効性の観点にも留意し、次に掲げる着眼点に基づき実施するほか、佐倉市監査基準に準拠し、実査、確認、証憑突合、帳簿突合、質問等、通常実施すべき手続を選択し適用した。

なお、着眼点は以下のとおりである。

- 1 予算執行が、適正かつ計画的、効率的に行われているか。
- 2 事務事業の執行及び管理運営が、適正かつ合理的、効率的に行われているか。
- 3 工事及び委託事業等の契約事務が、随意契約も含め適正かつ効率的に執行されているか。
- 4 指摘事項は、是正又は改善されているか。
- 5 各種の帳簿、証拠書類は整備され、記載内容に整合性はあるか。
- 6 各種団体に支出している負担金の必要性及び効果は検証されているか。
- 7 備品が適正に管理されているか。
- 8 国及び県支出金交付申請の事務執行体制が適切か。

第3 監査の日程

令和5年8月21日から令和5年12月22日まで

第4 監査の範囲

令和5年度事務事業（必要に応じて過年度分も対象とした）

第5 監査の結果

今回監査を実施したところ、次のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらに留意し、適正で効率的かつ効果的な事務遂行に一層努力されたい。

1 指摘事項

- ※ 指摘事項 : 法令等に違反し、若しくは不当と認められるため是正を求める事項又は経済性、効率性、有効性の観点から改善、検討を求める事項（措置結果の報告を求める）
- ※【措置済み】 : 軽微な事項で、監査結果確定までに改善策を講じたもの

(1) 契約事務について

ア 事業の執行伺の記載について（高齢者福祉課、母子保健課、佐倉の魅力推進課、佐倉草ぶえの丘）

執行伺については、佐倉市契約事務要綱第3条により、事業を執行するときは、執行伺の起案に事業名、事業場所等の必要事項を明記しなければならないことが規定されている。

しかし、執行伺に必要事項の一部が明記されていないものが6件（高齢者福祉課5件、佐倉の魅力推進課1件）認められた。また、執行伺の記載内容に誤りのあるものが2件（母子保健課1件、佐倉草ぶえの丘1件）認められた。

今後は、佐倉市契約事務要綱を遵守し、適正な契約事務を確保されたい。

イ 随意契約該当理由について（健康推進課、生涯スポーツ課）

随意契約執行の際、随意契約の根拠となる地方自治法施行令第167条の2第1項に記載されている理由の選択誤りが3件（健康推進課2件、生涯スポーツ課1件）認められた。

今後は、チェック機能の強化を図り、適正な契約事務を確保されたい。

ウ 予定価格書について（健康保険課、高齢者福祉課、健康推進課、佐倉の魅力推進課）

随意契約においては、佐倉市財務規則第143条により、同条各号のいずれかに該当する契約を除き、同規則第128条第1項の準用により予定価格を定め、同規則第130条の準用により予定価格書を作成することが規定されている。

しかし、予定価格書の予定価格に誤りのあるものが1件（健康推進課）、見積書比較価格に誤りのあるものが3件（健康保険課1件、高齢者福祉課1件、健康推進課1件）、また、見積書比較価格の記入のないものが4件（健康推進課3件、佐倉の魅力推進課1件）認められた。

今後は、佐倉市財務規則を遵守し、適正な契約事務を確保されたい。

エ 見積書について（社会福祉課）

随意契約においては、佐倉市契約事務要綱第26条第1項により、見積書には、見積金額、宛名、自己の名称又は商号、事業名称、事業場所及び見積徴取日を明記しなければならないことが規定されている。

しかし、見積書に事業場所が明記されていないものが1件認められた。

今後は、佐倉市契約事務要綱を遵守し、適正な契約事務を確保されたい。

オ 見積書を入れる封筒について（健康保険課）

随意契約においては、佐倉市契約事務要綱第26条第1項により、見積書を、宛名、自己の名称又は商号、事業名称、見積徴取日及び見積書在中の旨を明記した封筒に入れて封印しなければならないことが規定されている。

しかし、封筒に見積徴取日が明記されていないものが1件認められた。

今後は、佐倉市契約事務要綱を遵守し、適正な契約事務を確保されたい。

カ 代決後の後閲について（市民課、健康推進課）

佐倉市事務決裁規程第6条では、代決した事項については、速やかに当該事務の決裁者に後閲しなければならないと規定されている。

しかし、執行伺又は契約締結起案代決後に決裁者に後閲されていないものが2件（市民課1件、健康推進課1件）認められた。

今後は、佐倉市事務決裁規程を遵守し、適正な事務処理に努められたい。

キ 契約締結起案の専決区分について（市民課）

契約関係事務については、佐倉市財務規則第3条及び別表第3その1により、専決区分が定められている。

しかし、契約の締結について専決区分に誤りのあるものが1件認められた。

今後は、佐倉市財務規則を遵守し、適正な契約事務を確保されたい。

ク 調査職員任命の専決区分について（健康保険課、自治人権推進課、健康推進課）

調査職員について、佐倉市財務規則第3条及び別表第3その2並びに佐倉市委託業務調査事務指針第4条第1項により、調査職員の任命は、担当部長が専決することが規定されている。

しかし、調査職員の任命について、専決区分誤りが3件（健康保険課1件、自治人権推進課1件、健康推進課1件）認められた。

今後は、佐倉市財務規則等を遵守し、適正な事務処理に努められたい。

ケ 随意契約関係書類について（障害福祉課、健康推進課、母子保健課、佐倉の魅力推進課、佐倉草ぶえの丘）

随意契約事務については、各担当課の責任において、適正に事務を執行する必要がある。

随意契約における事務手続については、契約検査課により「随意契約チェックリスト」が作成されており、随意契約の事前準備から契約締結までに行う事務の進捗確認や誤り防止に活用されている。

しかし、随意契約の事務手続について、見積合わせ経過調書への見

積日の記載誤りが8件（母子保健課）認められた。また、契約締結起案の記載内容に誤りのあるものが7件（母子保健課1件、佐倉の魅力推進課4件、佐倉草ぶえの丘2件）認められた。

さらに契約書中、法令名称の記載誤りが6件（障害福祉課）、契約相手方の代表者印のないものが1件（健康推進課）認められた。

今後は、チェック機能の強化を図り、適正な契約事務を確保されたい。

（2）切手受払簿について（市民課、社会福祉課、高齢者福祉課、佐倉草ぶえの丘）

切手等については、私的流用、盗難防止策等、適正な管理を確保するため、佐倉市文書管理規程第32条第2項により、又は同項に準じ、郵便切手等受払簿により、その受払を明確にしておかなければならない。

しかし、切手受払簿の記載に関し、記載誤り等が8件（市民課2件、社会福祉課4件、高齢者福祉課2件）、訂正箇所には訂正印のないものが4件（社会福祉課1件、高齢者福祉課1件、佐倉草ぶえの丘2件）認められた。

今後は、切手受払簿に適切に記載し、適正な管理を確保されたい。

【措置済み】

（3）現金出納簿について（佐倉の魅力推進課、佐倉南図書館）

佐倉市財務規則第50条第2項により、収納出納員は、現金出納簿を備え、直接収納に係る現金等の受払を記載して整理しなければならないことが規定されている。

しかし、現金出納簿の記載に関し、訂正箇所には訂正印のないものが16件（佐倉の魅力推進課）、取扱者及び出納員の押印もれが4件（佐倉南図書館）認められた。

今後は、佐倉市財務規則を遵守し、適正な管理を確保されたい。

【措置済み】

（4）前渡資金について（母子保健課）

佐倉市財務規則第75条により、資金前渡職員は、前渡資金出納簿を備え、その取扱いに係る収支を記載しなければならないことが規定されている。

しかし、前渡資金出納簿の記載に関し、記載誤りが1件認められた。

今後は、佐倉市財務規則を遵守し、適正な管理を確保されたい。

【措置済み】

（5）補助事業の交付関係書類について（生涯スポーツ課、農政課）

補助金等については、佐倉市補助金等の交付に関する規則及び各補助金交付要綱等に基づき交付されている。

「佐倉市運動広場管理運営事業補助金」については、佐倉市運動広場

管理運営事業補助金交付要綱第6条第2項により、交付申請書に添付する書類が規定されている。

しかし、提出された添付書類について、記載不備が1件認められた。
(生涯スポーツ課)

「佐倉市生産体制強化事業補助金」については、佐倉市生産体制強化事業補助金交付要綱第6条第2項により、交付申請書に添付する書類が規定されている。

しかし、提出された添付書類について、記載不備が1件認められた。
(農政課)

「佐倉市農産物保全対策事業補助金」については、佐倉市農産物保全対策事業補助金交付要綱第12条第1項により、補助金実績報告書が定められている。

しかし、提出された補助金実績報告書について、記載不備が1件認められた。(農政課)

今後は、チェック機能の強化を図り、適正な補助金交付事務を確保されたい。

(6) 文書の管理について

ア 文書の収受について(健康保険課、介護保険課、健康推進課、農政課、佐倉の魅力推進課、農業委員会事務局)

佐倉市文書管理規程第12条では、同条第3号に規定する刊行物、ポスター等を除き、文書及び荷物は、直ちに開封して確認の上、文書の余白に文書収受印を押印するものと規定されている。

しかし、文書収受印の押印がないものが、補助金交付関係書類24件(健康保険課7件、農政課15件、佐倉の魅力推進課2件)、国及び県負担金関係書類5件(介護保険課)、随意契約関係書類8件(健康推進課7件、佐倉の魅力推進課1件)、証明書交付申請書12件(農業委員会事務局)認められた。

今後は、佐倉市文書管理規程を遵守し、適正な文書の取扱いを確保されたい。

イ 決裁者の押印について(農業委員会事務局)

佐倉市文書管理規程第23条では、起案文書を審査又は決裁したときは、当該起案文書の決裁欄に押印するものと規定されている。

しかし、決裁欄に押印のない証明書交付申請書が1件認められた。

今後は、佐倉市文書管理規程を遵守し、適正な文書の取扱いを確保されたい。

(7) 備品の管理について

ア 備品の登録について(高齢者福祉課、健康推進課)

佐倉市財務規則第279条第1項により、所管に属する備品については、備品台帳一覧表を備えて記録し、常に備品の状況を明らかにし

ておかなければならないと規定されている。

しかし、備品台帳一覧表に記載されている備品と、所管に設置し保管されている備品が一致しなかった。

今後は、佐倉市財務規則を遵守し、適正な備品の管理を確保されたい。【措置済み】

イ 備品の標識（備品シール）について（高齢者福祉課、健康推進課）
佐倉市財務規則第279条第2項により、所管に属する備品については、標識を付さなければならないと規定されている。

しかし、一部の備品に標識が付されていなかった。

今後は、佐倉市財務規則を遵守し、備品の適正な管理に努められたい。【措置済み】

（8）職員服務規程の遵守について（社会福祉課、母子保健課、根郷公民館、佐倉南図書館）

佐倉市職員服務規程第21条第1項により、職員に対する出張命令は、出張命令書により行わなければならないと規定されている。

しかし、研修等の出張において、出張命令書により行われていないものが4件（社会福祉課1件、根郷公民館3件）認められた。

また、出張命令書の入力誤りが2件（母子保健課1件、佐倉南図書館1件）認められた。

今後は、佐倉市職員服務規程を遵守し、出張における服務規律の徹底を図られたい。

【措置済み】

2 意見

※ 意見：法令等に照らしては違反や不備、不適切事項には当たらないが、事務の進め方における工夫や努力、改善によっては今以上に経済性や効率性、有効性が向上すると見込まれる事項について、市の組織及び運営の合理化に資するため、監査委員からの提言として表明する事項（対応状況の報告を求める）

（1）佐倉市婚活支援事業交付金交付要綱について（自治人権推進課）

佐倉市婚活支援事業交付金の交付対象経費は、交付要綱第3条の規定において別表のとおりとされているが、予備費が含まれている。予備費は、予算上の項目で予算超過等の支出に充てるためのもので、事業費とは区別されるものであり、対象事業費から除外されたい。

（2）企業誘致・再投資促進助成金について（商工振興課）

佐倉市企業誘致・再投資推進助成金については、内容の改正について検討されているところではあるが、償却資産については耐用年数が長くないものもあり、設備投資額の大部分を助成金で賄い得ることとなりか

ねない。また、耐用年数が短ければ助成金の趣旨の効果としては、限定的であると思われる。

企業の償却資産に対する設備投資については、耐用年数を考慮するなど、引き続き研究・検討に努められたい。

(3) 市内中小店舗キャッシュレス推進応援事業について（商工振興課）

当該事業の目的の一つである「中小店舗事業者の経営を支援する」という意味では、効果があると思われる。一方、キャッシュレス決済を普及させる目的においては、決済手段の多様化が進む中で、一社のみと同様のキャンペーンを実施させることが、キャッシュレス決済の普及拡大になるとは考えづらい。今後も実施する場合には、一社に集中することなく多様化に順応できるよう、検討実施されたい。